

日銀による戦時銀行統合の現代性；一県一行の再考

麗澤大学 佐藤政則

太平洋戦争期の日本銀行は 3 つの顔を見せた。第一に日銀引受によって発行された国債の高い売却率である。1941 年～44 年における総引受額 417 億円の 91%を売却した。第二に日銀貸出の六大銀行への集中である。帝国、三菱、安田、三和、住友、興銀への貸出は、1942 年 12 月末で 58.3%、45 年 2 月末で 63.6%に達した。そして第三が、金融統制会会長行として地銀統合を推進したことである。1945 年末の普通銀行は 61 行になった。これら 3 つの顔の一元的な把握が望まれるのだが、本報告では第三の顔にスポットを当てる。

具体的には、まず日銀における統合方針を固めた 1942 年企画委員会答申を取り上げる。そこでは 42 年末の地銀 135 行を 30 行程度とする目標が定められ、それに伴う諸々の問題が議論されたからである。次に 1943 年 1 月に日銀考査局が大蔵省の要請を受け、当面の統合案としてまとめた戦時期最大のマスタープラン、全国銀行統合並店舗整理案を紹介する。これらを通じて、第一に現在我われが一県一行主義と見なす施策は、当時の認識とかなりの乖離があることを確認したい。想定されていたのは一県一行ではなく、広域経済圏を踏まえた広域地銀であり、大規模地銀であった。第二にこれらのなかで地域独占の銀行機能をどのように理解していたのか、考えてみたい。

こうした構想は実施可能な県域から進められ、敗戦と共に中止されたが、かなりの一県一行が誕生した。つまり、20 世紀前半における統合の終着点と言えるが、同時に新たな出発点でもあった。一県一行という地域独占の銀行が歴史上初めて生まれたのである。何をすべきなのか、何をしてはいけないのか、誰にも経験のないことであった。その在り方をめぐる模索は、敗戦後の再建整備や農地改革によって既存の大株主等とのリレーションシップをリセットしたところから始まる。

結果としての一県一行は、地方銀行自らが求めたものと言えるのだろうか。現在の再編をめぐる議論のなかには、県域で画された地方金融市場の独占・寡占を「アメ」とみなす見解も見受けられる。たしかに 1950 年に自発的に再結成された地銀協（51 年全国地方銀行協会と改称）によって地銀の独自の世界は尊重されるに至った。しかしながら、特定地域を基盤とする小規模銀行の道はすでに 1927 年銀行法によって断たれており、さらに県経済の広域化に伴う広域地銀への成長は、戦後長く異端視されてきたのである。

本報告では、こうした戦後の一県一行的あり方の展開にも言及する予定である。